

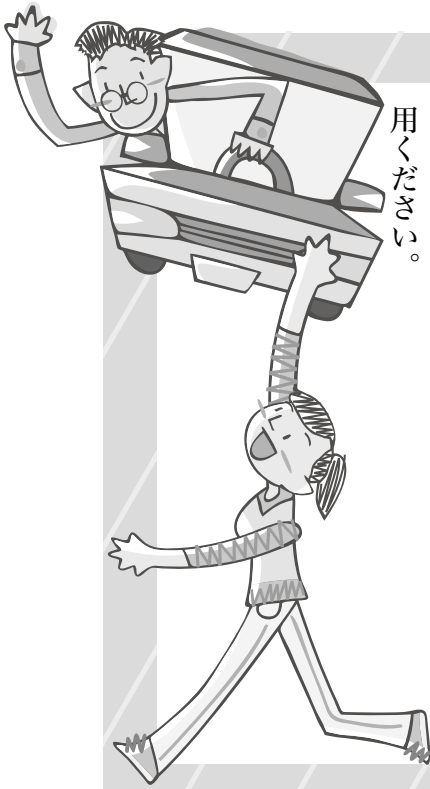
若年者納付猶予制度

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合、申請をして承認されると、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年の所得が一定額以下であれば申請により、保険料の納付が猶予されます（世帯主の所得は審査の対象外です）。

保険料を納めないままにしておく「もしも」のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。納めることが困難な場合は、申請をしましょう。

なお、学生の方で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、学生納付特例制度をご利用ください。

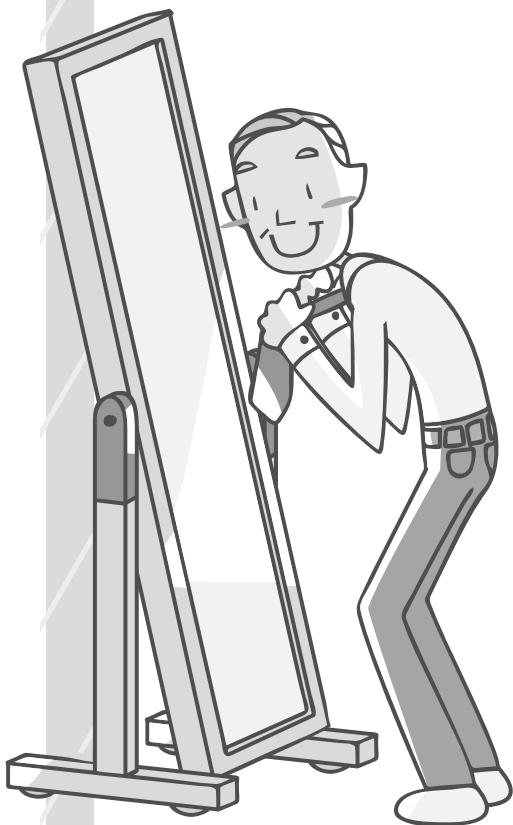


退職（失業）による特例免除制度

厚生年金に加入していた方が退職（失業）されると、市区役所・町村役場で国民年金の加入手続きを行い、月額14980円（平成24年度の金額）の保険料を納めることになります。ただし、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

特例免除制度は、退職（失業）した年度及び翌年度に限り、利用することができます。通常、保険料が免除されるためには、申請者本人・配偶者・世帯主の方が所得基準の範囲内である必要がありますが、特例免除では、審査の対象となる申請者本人の所得を除外して審査を行います。

特例免除を申請される場合は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票等の公的機関の証明書の写しを添付して、住所地の市区役所・町村役場国民年金担当窓口へ提出してください。



南海地震に備えて



阪神・淡路大震災で、ケガまたは死亡した方の原因の8割はタンスほか家具などの転倒、落下や家屋の倒壊によるものでした。

家具の固定、家屋を耐震強化することで、これらの被害を軽減することができます。

家具の転倒防止

●阪神・淡路大震災による室内状況



家で(提供:神戸市広報課)



事務所で(提供:兵庫県広報)

●対策のポイント

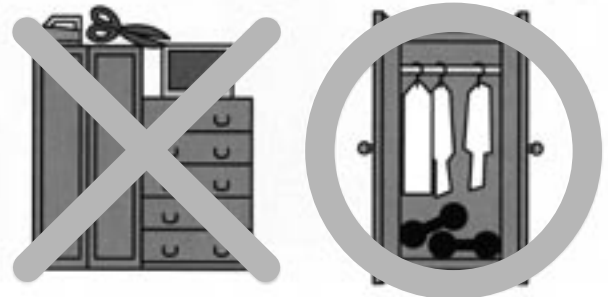
(1) 普段使っている場所の周辺には背の高い家具を置かない

家具類はできるだけ生活の場所と離す



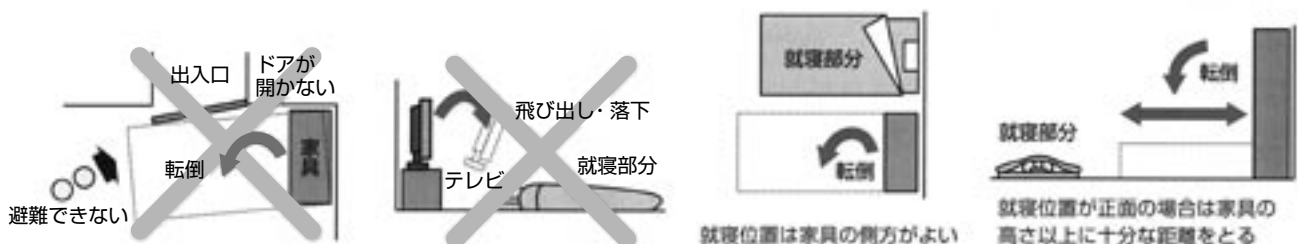
(2) 下に重い物を、上に軽い物を収納する

家具の上にはガラス、アイロンのような危険な物や、テレビなどの重い物を置かないように。



(3) 家具の配置の見直し

寝る部屋や出入口付近に家具等は置かないようにしましょう。どうしても置かなければいけない場合も下のような工夫が必要です。



(4) 耐震金具を使用する

耐震金具は安い保険です。使用する目的や場所に合わせてお選びください。

L型金具で止める

家具固定
 丈夫なところ（柱・鴨居・壁・
 棧・芯材・硬い木）に
 してこそ効果

タンスの骨組みの
 丈夫なところへ止める

つげ鴨居の補強
 付鴨居は柱にしっかり固定
 されていないので、必ず
 金具で柱に止める

とめ金具

●固定方法
 壁への固定はL型金具で。
 積み重ね家具は上下を連結

家具とくさりやベルトの角度は 30 度以内。
 たるみがあると効果なし。

家具の両側の側板部に設置

ピンと張る

30度以内

ガラスに飛散防止
 フィルムをはる。

ゴムのシートを敷
 いて中のものがず
 べり出さないよう
 にする。

●金具は正しく取り付ける。
 金具は取付場所や取付方法によ
 って「固定度」が大きく異なっ
 てきます。

木ネジは長めのものをご
 使用ください。

スポッ

ゴメン

選手
 交代!

※壁に穴をあけられない場合

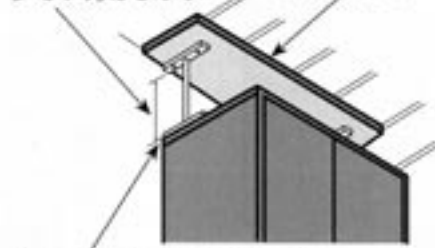
ボール式を使用す
 る。
 ストッパー式やマ
 ット式と併用し
 家具の上下に対策
 をとる。



●ボール式

天井との空気が
 少ない方がよい。

天井に強度がない
 場合は、厚めの板
 を掛け渡す。



家具の両端・奥に設置する。

●ストッパー式

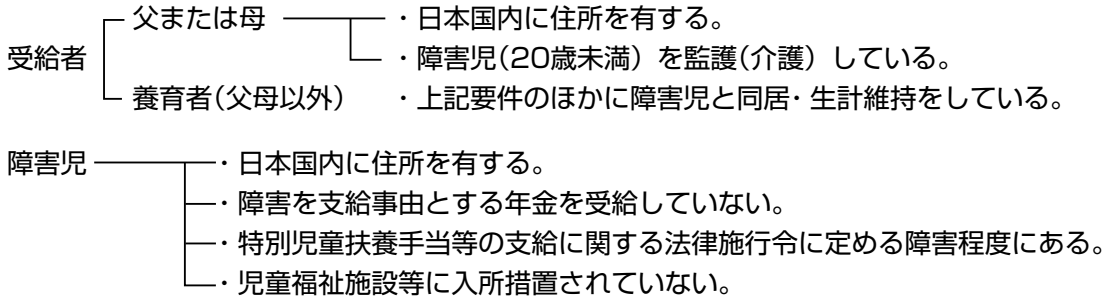
ストッパー式は家具の
 端から端まで敷く。



特別児童扶養手当について

精神又は身体に障害のある児童を監護している者に対して、特別児童扶養手当を支給することにより、在宅障害児の福祉の増進を図ることを目的とし、監護・養育者に対する介護料的性格を有した手当です。

支給要件について



- * 受給者または配偶者・扶養義務者にそれぞれ定められた所得限度額を超える所得がある場合は、支給が停止されます。
- * 受給者または障害児が支給要件に該当しない場合は申請をされても却下となります。また、受給中の方でも支給要件に該当しなくなった場合には、資格喪失となりますので手続きをとる必要があります。
- * 受給者と障害児が別居している場合には、受給者の住所地で申請していただくことになります。
- * 障害児の数にかかわらず、受給者(父母または養育者)は1人のみとなります。

手当を受ける手続きについて

手当の支給は申請主義をとっており、手当を受けようとする方は、役場の窓口へ必要書類を添えて申請し、知事の認定を受けなければなりません。

手当の支給について

手当は県知事の認定を受けると、認定請求した日の属する月の翌月分から支給されます。

対象月	支払月
8月分～11月分	11月
12月分～3月分	4月
4月分～7月分	8月

特別児童扶養手当額について

- ・重度の障害児(1級) 1人につき 月額 50,400円
- ・中度の障害児(2級) 1人につき 月額 33,570円

【すでに受給されている方へ】

8月以降の受給資格審査決定の為、8月13日～9月10日までの間に所得状況届の提出をお願いします。

お問い合わせ先 住民福祉課福祉係 82-2333

介護保険 高額介護サービス費受給者の皆様へ

高額介護サービス費は、当月のサービス事業所への介護サービス利用料の支払いのうち、自己負担上限額を超えた額をお返ししています。すなわち、サービス事業所への支払いをしないまま受給することはできません。

サービス事業所への支払いが滞っている方は至急下記まで連絡をお願いします。

お問い合わせ先 住民福祉課 介護保険担当 電話 82-2333



パソコンボランティア 養成講座開催について

高知県では、視覚障害のある方に音声ソフトを使ったパソコンの操作方法を指導できるパソコンボランティアの養成講座を開催します。受講を希望する方は下記までお申し込みください。



講座名

パソコンボランティア養成講座

- 開催日時／平成 24年 9月 8日(土)～9月 9日(日) 9:30～17:00
- 会場／高知市障害者福祉センター 3階 (高知市旭町 2丁目 21-6)
- 申込期間／平成 24年 8月 1日(水)～8月 31日(金)
- 申込方法／住所、氏名、年齢、電話番号、お使いのパソコンのOSの種類を記入し、電子メールで申し込んでください。
- 申込先メールアドレス be-net@be-net.net
- 内容／視覚障害のある方にパソコンの操作方法を指導できるパソコンボランティアの養成講座。
- 対象者／Windowsの基本的な操作方法、インターネットの利用方法がわかる 18歳以上の社会人の方
- 定員／10人(申込み多数の場合は選考)
- 受講料／無料

問い合わせ・申し込み先 特定非営利活動法人フリースペース・ビーねっと
電話番号 088-850-0385

自衛官募集!



募集項目	自衛官候補生		一般曹候補生
	男子	女子	
受付期間	年間を通じて 行っております	平成24年8月1日(水) ～9月7日(金)	平成24年8月1日(水) ～9月7日(金)
試験期日	受験時にお知らせ いたします	平成24年9月23日(日) ～26日(水)のうち いずれか1日	1次:9月17日(月) 祝日
試験会場	高知市内	高知駐屯地	高知市内
説明会のご案内	時期:7月22日(日)・8月5日(日)午前・午後の2回実施 場所:高知よさこい咲都合同庁舎(栄田町2-2-10) ※航空学生・看護学生一般曹候補生など各種目の受験説明をいたします。		

資料請求等、くわしくは **TEL088-823-2006** までご連絡ください。
高知地方協力本部 高知募集案内所

後期高齢者医療制度について

被保険者

75歳の誕生日から被保険者となります。

65歳以上 75歳未満で一定の障害がある方(本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた方)

* 障害認定の申請は、いつでも撤回することができます。

保険料の納め方

◎月額 1万 5千円以上の年金をもらっている方は、次のいずれかの方法により、保険料をお支払いいただけます。

①<特別徴収> 2か月ごとに払われる年金からのお支払い(天引き)。

※ただし、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料を合計して、年金額の半分を超える場合、納付書又は口座振替でお支払いいただけます。

②<普通徴収> 被保険者ご本人、世帯主、配偶者等の方の口座からの「口座振替」によるお支払い。

※ 金融機関の窓口でのお手続きが必要です。

※ 原則として、すべての方が「口座振替」によるお支払いを選択できます。

◎月額 1万 5千円未満の年金をもらっている方は、納付書又は口座振替<普通徴収>でお支払いいただけます。

◎「口座振替」は、土佐れいほく農協・高知銀行・四国銀行・郵便局のいずれかの金融機関でお手続き下さい。

保険料額

保険料 = 一人当たりの定額の保険料 + 所得に応じた保険料
<均等割> <所得割>
51,793円 賦課基準額 × 10.35%

◎所得が少ない方は、次のとおり保険料が軽減されます。

<均等割> 世帯の所得に応じ、9割、8.5割、5割、2割を軽減

<所得割> 住民税非課税のような所得の少ない方(年金収入のみの場合は、収入額が 153万円から 211万円まで)は、5割を軽減

◎後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険(協会けんぽや共済組合、船員保険等)の被扶養者(扶養家族)であった方は、均等割額が9割軽減され、所得割のご負担はありません。



7月より納付書(口座振替)による保険料の納付が始まります

普通徴収の方 納付期間は、7月~翌年1月まで(7期分)

普通徴収の方で、口座振替の手続きをされていない方は便利で安心な口座振替をご利用ください。

現在、特別徴収(年金からの天引き)で保険料を納めていただいている方、新たに年金からの天引きによるお支払いとなる方は、申請(役場住民福祉課にて手続き)していただくと預貯金からの口座振替でのお支払いに変更することができます。ただし、これまでの保険料の納付状況から、口座振替への変更が認められない場合があります。

口座振替によるお支払いは、被保険者本人だけではなく、世帯主、配偶者など、どなたの口座からでもお支払いいただけます。(口座振替によりお支払いいただいた方に社会保険料控除が適用され、世帯としての所得税・住民税が減額となる場合があります。)

医療費の負担

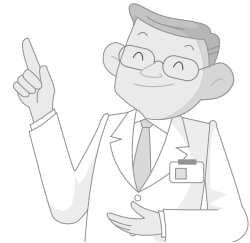
原則として、若い世代よりも軽い1割の負担で、病院などで医療が受けられます。

	病院での利用者負担
後期高齢者医療制度の被保険者	1割 (注)
若い世代	3割

(注) 若い世代並みに所得のある方は3割

上記による利用者負担の金額が高くなった場合、下記の限度額(月額)を超える額が払い戻されます。

		病院での利用者負担の限度額
若い世代並みに所得のある方		80,100円+ (医療費 - 267,000円) × 1% (外来 44,400円)
一般的な所得の方		44,400円(外来 12,000円)
低所得の方	Ⅱ (住民税非課税)	24,600円(外来 8,000円)
	Ⅰ (所得無し)	15,000円(外来 8,000円)



(注) ・金額は1月当たりの世帯単位の限度額。外来は1月当たりの個人単位の限度額。

- ・「若い世代並みに所得のある方」は、過去12ヶ月間に4回以上利用者負担が限度額を超えている場合、4回目から限度額が「44,400円」となります。
- ・「低所得の方Ⅰ(所得無し)」は、世帯全員が住民税の課税対象となる各種所得の金額がない方(年金収入のみの方の場合)は年金受給額80万円以下)です。

《被保険者証》

平成24年8月からの被保険者証は、7月下旬に発送します。また、平成23年8月以降の被保険者証の裏面には臓器提供に関する意思表示ができるようになっています。

臓器提供の意思表示欄は、必ず記入しなければならないものではありません。

※意思表示欄に記入した内容を医療機関等に知られたくない方は、保護シールを役場本庁(各支所・出張所)にて用意していますので、ご利用ください。

洗濯機をご愛用の皆様へ

指を大けがする事故に気をつけて下さい!!

洗濯・脱水層が確実に停止してから洗濯物を取り出してください。
洗濯・脱水層が完全に止まる前に、洗濯物を取り出そうとすると、衣類が指にからまり大けが(時には指を切断)をします!!

ゆっくりした回転でも危険です。

《こんな時は故障のおそれがあり危険です》

- ① 脱水途中にフタを開けても15秒以上内に洗濯・脱水層が止まらない時。
- ② フタロックが解除しても(脱水終了音が鳴っても)、洗濯・脱水層が止まらない時。
速やかにご購入の販売店もしくは、下記問合せ先までご相談下さい。ただし、機種によっては修理ができない場合もございますので、ご了承願います。



一般社団法人 日本電機工業会 会員会社 お問い合わせ先

会社名	電話番号
LG Electronics Japan 株式会社	0120-813-023
三洋電機株式会社	0276-61-9826
シャープ株式会社	0120-078-178
東芝ホームアプライアンス株式会社	0120-584-488
パナソニック株式会社	0120-871-353
日立アプライアンス株式会社	0120-3121-11
三菱電機株式会社	0120-139-365

※受付時間 9:00~17:00(土日・祝日は除く)

※お問い合わせの際に提示された個人情報は、当目的以外には使用致しません。

※一般社団法人 日本電機工業会ホームページ
<http://www.jema-net.or.jp/>

「ジェネリック医薬品促進通知サービス」 が始まります

ジェネリック医薬品に関するお知らせをします

土佐町国保では、平成 24年 8月より「ジェネリック医薬品促進通知サービス」を開始します。病院や薬局からお薬をもらっている方で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減額が大きい方を対象に、「ジェネリック医薬品促進通知書」を送付します。



Qジェネリック医薬品 (後発医薬品)とは？



A 効き目や安全性が実証されているお薬と主成分が同一であることなどが審査され、厚生労働省により製造・販売が承認された安価なお薬です。

医療費の削減にご協力を！

現在、本町では、国民健康保険の医療費が年々増え続けています。

今後は、団塊世代の大量退職により、さらに国民健康保険への加入者増加が見込まれ、ますます医療費は増え続けると思われます。

このため、医療費を削減し、町民の皆さん一人ひとりが安心して医療機関で受診できる保健体制を維持していく為の一つの方法として「ジェネリック医薬品促進通知書」の発送を行います。

医療費がかさむと、保険料を押し上げる要因となります。ジェネリック医薬品に切り替えることで医療費を抑制し、被保険者のみなさまの負担減額を目指します。

ジェネリック医薬品 促進通知書の配布

通知書は、直接お手元に届きます。

ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額の削減額が大きい方を対象に送付しますので、必ずしも全員に通知書が届くわけではありません。

ジェネリック医薬品への切り替えについては、医師に切り替えをお願いし、調剤薬局に本明細書をご持参のうえ、薬剤師にご相談ください。



通知書イメージ図

お問い合わせ窓口 (ヘルプデスク「ジェネリック医薬品通知サポート」)

みなさまからの通知書に関する問い合わせにお答えするためにヘルプデスクを設けています。通知書面にヘルプデスクのフリーダイヤルが記載されていますので、「ジェネリック医薬品通知サポート」まで、ご連絡ください。

(0120-433-400 土・日・祝日を除く)

なお、ヘルプデスクでは、個人の服用歴・通知書などの個人情報保有しておりません。また、治療効果に支障が出るおそれがありますので、お薬の内容(適応、効能や効果、副作用など)に関するお答えはできません。お薬の内容については、医師、薬剤師にお問い合わせください。また、土佐町国保の被保険者以外の方のお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

この通知サービスの停止を希望される場合は、住民福祉課(82-1110)までご連絡ください。

医療費がかさむと、保険料を押し上げる要因となります。
みなさんの保険料負担を抑えるためにも毎日の健康づくり、食生活、適正な受診を心がけましょう!



平尾学術奨励賞に土佐町西石原 窪内さん!



本県の歴史や民俗などに関する優れた功績をたたえる「第33回 平尾学術奨励賞」の贈呈式が、4月28日高知新聞放送会館で行われ、土佐町西石原の窪内茂さんが受賞されました。

土佐史談会理事の窪内さんは、戦国末期に一領具足として長宗我部氏に仕えた一族の歩みを研究。土佐史談会の機関誌に発表した論文が、以前からの継続的な研究姿勢と合わせて評価され、表彰盾などが贈呈されました。

受賞報告に来庁された窪内さんより、今回受賞の対象となった論文が掲載された「土佐史談」が西村町長に寄贈されました。





24年度も読書活動の取り組みを行っていきます。

クラスでの読み聞かせはもちろんのこと、おはなしボランティアさんに入ってもらったり、大型絵本を使つての読み聞かせを行つたりしています。絵本だけでなくエプロンシアターや、ペープサートを取り入れて、絵本やお話に興味・関心が持てるように工夫しながら取り組んでいます。



子どもたちも絵本が大好きです。泣いていても絵本を読み始めるとすぐ泣きやめたり、自分から本を「読んで！」と持ってきたりする姿が多く見られます。自分のお気に入りの本も増えています。

いろいろな取り組みを通して、もっと絵本を好きになってくれるばと思っています。

第9回 土佐町読書推進作品展 作品募集



みんなの応募
待っています！



第8回ポスターの部最優秀
土佐町中1年
川口 碧彦

【募集期間】 平成24年9月1日から9月28日まで

【応募資格】 土佐町住民、土佐町に勤務の方ならどなたでも応募できます。
応募は、一人各1点までとします。

【応募区分】 『園児』、『小学生』、『中学生』、『高校生以上一般』

【作品の部門】

	園児	小学生	中学生	高校生以上一般
『ポスター』の部	絵だけでも良い	『絵』と『読書推進の内容』の言葉		
	・厚口の八つ切り画用紙 ・画材は、水彩・クレパスのいずれでも自由			
『この本よんでみて』の部	1) 自分が今まで読んだ本の中で土佐町の皆さんにお勧めしたい本を紹介してください。 2) 30字以内で原稿用紙等に記入していただくか、ワープロ打ちで提出してください。 3) 入賞作品は土佐町立図書館で本の紹介用として使用させていただきます。			
『俳句、川柳』の部	1) 『読書推進』に関わる内容であれば自由。 2) 裏面の応募用紙をご利用いただき、切り取って応募いただくか、FAX送信していただいてもかまいません。			
『毛筆』の部	『読書推進の内容』であれば自由			

◆作品の提出にあたって

『園児』・作品の裏の右下に、氏名・フリガナ・年齢をご記入ください。

『小学生』
『中学生』
『高校生』 } 作品の裏の右下に、氏名・フリガナ・学校名・学年をご記入ください。

『一般』・作品の裏の右下に、氏名・フリガナ・年齢・住所・電話番号をご記入ください。

※保育園、学校から出品する場合は、名簿を添付してください。

【表彰】

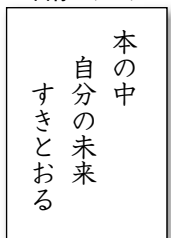
4つの部門の中から、それぞれ最優秀賞、優秀賞を各一点決定します。
(表彰式：平成24年11月23日)
また参加賞も用意しています。

【問い合わせ先・応募先】

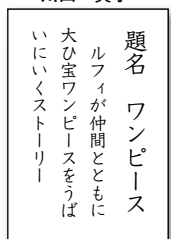
〒781-3492 土佐郡土佐町土居206 教育委員会事務局「作品募集」係
TEL 82-0483 FAX 70-1317



第8回毛筆の部最優秀
土佐町小6年
西村 みのり



第8回俳句・川柳の部最優秀
土佐町小5年
川田 眞子



第1回この本よんでみての部最優秀
土佐町小5年
和田 晃介